

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

埼玉県職業訓練生災害見舞金支給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職業訓練生災害見舞金支給規程の一部を改正する告示

埼玉県職業訓練生災害見舞金支給規程(平成二十三年埼玉県告示第三百五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号イ中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同号ロ中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。